

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉局生活福祉部保護課）…

### 告示

○都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…三

○都営住宅の使用料の変更……………（同）…三

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…七

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…七

### 雑報

○東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程……………（東京都職員共済組合）…七

## 規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第四百四十四号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十二年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第五条第一項本文中「通知は」を「書面は」に、「により、」を「と、」に、「によりこれを行う」を「とする」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「通知は」を「書面は」に、「によりこれを行う」を「とする」に改める。

第十七条の三の見出しを「（進学・就職準備給付金申請書等）」に改め、同条第一項中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第二項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

別記第十二号の二様式（裏）注意事項2中「の規定により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる」を「又は刑法の規定によって処罰される」に改める。

別記第十四号様式中「あつた」を「あつた」に改め、同様式注意事項中「の規定により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる」を「又は刑法の規定によって処罰される」に改める。

別記第三十六号の四様式を次のように改める。

第36号の4様式(第17条の3関係) (表)

進学・就職準備給付金申請書		年	月	日
東京都	福祉事務所(支庁)長 殿			
申請者	住所	町	丁目	番地
(進学する者又は就職する者)	村			方
	氏名	_____		
	個人番号	_____		

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日  
年 月 日
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）  
名称
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)  
 進学・就職前の住宅と同じ  
 転居により進学・就職前と異なる住居(居住(予定)地)を記載してください。  
 居住(予定)地
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類  
 (1)進学の場合  
 ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
 ・ 入学金延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し  
 ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
 ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
 ③ その他支給決定に当たり必要な書類  
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

生細No. 36—4（日本産業規格A列4番）

(裏)

- (2)就職の場合
- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか  
 ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等  
 ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し  
 ・ その他確実に就職することを証する書類
  - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
  - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

別記第三十六号の五様式(表)中「進学準備給付金支給(不支給)決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」及び「進学準備給付金に」と「進学・就職準備給付金に」に改め、

同様式(備考)3中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則別記第十二号の二様式、第十四号様式、第三十六号の四様式及び第三十六号の五様式による用紙で、

名称

位置

構造及び規模

戸数

清瀬野塩アパート  
(9号棟)

清瀬市野塩二丁目三百八十七番地  
中層耐火 四八・四平方メートル

三一戸

●東京都告示第九百八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、  
一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和六年十月一日から実施するので、同条  
第三項の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第九百八十七号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	55,100
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)		港区南青山1-3	40.7	2	39,900	218,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)		港区芝5-18	34.3	3	33,100	86,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)		港区芝5-18	42.2	1	40,300	94,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(2号棟)		港区港南4-5	42.2	1	39,400	109,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(16号棟)		新宿区戸山2-16	38.8	1	32,400	75,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(19号棟)		新宿区戸山2-19	33.8	1	28,200	73,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)		新宿区戸山2-6	38.3	1	31,500	75,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(5号棟)		新宿区戸山2-5	38.3	1	32,000	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)		新宿区戸山2-15	38.3	1	32,000	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(26号棟)		新宿区戸山2-26	33.8	1	28,400	74,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(34号棟)		新宿区戸山2-34	41.9	2	35,200	88,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)		新宿区戸山2-20	38.3	1	32,600	76,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	80,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,100	80,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(29号棟)		新宿区戸山2-29	38.8	1	32,600	79,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)		新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	89,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(32号棟)		新宿区戸山2-32	38.3	2	32,100	77,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(32号棟)		新宿区戸山2-32	38.8	1	32,400	75,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(32号棟)		新宿区戸山2-32	38.8	1	31,900	75,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)		新宿区新宿6-13	42.2	2	36,100	67,200
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)		新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	75,400
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)		文京区本郷1-35	37.3	2	33,200	70,600
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)		文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	68,200
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(1号棟)		台東区清川2-22	34.3	2	25,300	36,800
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート(1-2-10号棟)		台東区下谷1-2	35.4	1	28,200	40,800
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート(1号棟)		台東区根岸5-18	34.3	1	27,100	44,100
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(6号棟)		墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	36,600
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)		墨田区立花1-27	42.2	2	29,800	55,000
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート(1号棟)		墨田区立花3-24	42.3	1	29,700	49,100
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(6号棟)		墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	70,200

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)		墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	77,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)		墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	77,900
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)		墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	79,200
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(9号棟)		江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	48,400
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(11号棟)		江東区亀戸7-57	36.2	1	28,800	46,700
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(2号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	45,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)		江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	53,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)		江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	53,700
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)		江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	50,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)		江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	57,000
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)		江東区白河1-5	50.9	1	41,800	82,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	89,000
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)		品川区北品川1-5	41.6	2	36,000	85,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	103,700
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(6号棟)		品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	106,200
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)		大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,500	51,300
一般都営	中層耐火	北島山一丁目アパート(11号棟)		世田谷区北島山1-39	59.6	1	50,300	109,600
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(1号棟)		世田谷区桜1-53	39.0	1	31,700	75,300
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート(1号棟)		世田谷区桜1-30	51.0	1	42,000	91,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(5号棟)		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,100	68,900
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(7号棟)		世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	75,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(10号棟)		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,600	70,800
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)		渋谷区東2-25	34.4	1	30,500	85,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)		渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,700	103,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	4	32,300	100,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,300	100,600
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)		杉並区方南2-6	51.0	1	38,700	91,400
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(1号棟)		杉並区井草3-5	39.0	1	29,700	60,200
一般都営	高層耐火	井草三丁目アパート(3号棟)		杉並区井草3-15	43.9	1	32,900	63,100
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)		杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	48,000
一般都営	高層耐火	北池袋アパート		豊島区池袋1-13	34.3	1	27,500	40,600
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(1号棟)		豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	79,400
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(8号棟)		北区浮間1-14	59.6	1	48,700	98,700

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート(10号棟)	北区西が丘2-16	51.0	1	41,000	77,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	48,300	97,500
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	54,100
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(4号棟)	北区滝野川3-62	33.4	1	25,700	52,000
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)	北区滝野川3-68	39.0	2	30,400	57,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(12号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	57,900
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	70,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	55,000
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(6号棟)	北区赤羽北3-11	51.0	1	40,900	81,400
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,100	48,100
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	4	31,600	49,900
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-6	55.9	2	43,500	82,700
一般都営	中層耐火	相生町アパート(1号棟)	板橋区相生町24-1	42.3	1	31,700	57,400
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート(1号棟)	板橋区前野町5-25	42.3	1	31,600	54,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	3	38,800	72,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート(3号棟)	練馬区春日町5-28	51.0	1	39,700	77,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	1	43,400	90,100
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	108,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(10号棟)	練馬区北町6-10	55.9	1	43,700	95,700
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(1号棟)	練馬区北町8-31	55.9	1	43,300	88,800
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目第2アパート(3号棟)	練馬区関町南2-12	55.9	1	43,900	92,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,200	51,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(25号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(27号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(37号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	54,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(16号棟)	練馬区南田中5-25	25.2	1	18,200	37,300
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(2号棟)	練馬区関町南2-16	55.9	1	43,500	87,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	111,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-3号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	111,700
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,000	68,200
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,600	41,700

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	2	23,600	39,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	34,500	63,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(3号棟)	足立区弘道2-16	55.9	1	41,000	79,800
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(3号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	29,700	44,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(8号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(16号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	44,100
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,300	36,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(3号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	43,000
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)	足立区鹿浜5-24	33.4	2	22,400	37,500
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(12号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,100	46,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	1	41,200	84,200
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,600	73,200
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(1号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,500	71,800
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,500	71,800
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	70,000
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51.2	1	38,000	77,900
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	73,300
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	73,300
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	71,400
一般都営	中層耐火	白鳥三丁目アパート(1号棟)	葛飾区白鳥3-2	59.6	1	45,000	91,200
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,400	79,200
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(7号棟)	葛飾区西新小岩3-21	51.0	1	37,900	59,700
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート(13号棟)	葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,500	75,300
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	69,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	74,200
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	79,600
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	76,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	47,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	52,100

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	江戸川三丁目アパート(1号棟)		江戸川区江戸川3-49	42.3	1	31,700	54,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	3	44,100	85,200
一般都営	高層耐火	平井七丁目第3アパート(2号棟)		江戸川区平井7-3	61.5	1	49,500	101,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-5号棟)		八王子市鹿島16	42.3	3	21,700	36,600
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	80,900
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(1号棟)		立川市羽衣町1-5	48.1	1	28,600	64,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)		武蔵野市境5-28	55.9	1	42,100	92,400
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(3号棟)		武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	98,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(4号棟)		三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,100	79,700
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)		三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	49,700
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)		府中市美好町1-9	62.1	1	39,600	88,700
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目アパート(1号棟)		府中市美好町2-4	51.0	3	28,600	65,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	1	25,000	57,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	78,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	78,100
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(1号棟)		調布市富士見町4-14	51.0	1	30,800	75,000
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(3号棟)		調布市柴崎1-7	51.0	1	31,400	82,800
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(4号棟)		調布市柴崎1-7	51.0	1	31,400	82,800
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)		町田市中町4-8	59.6	1	35,200	80,600
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(1号棟)		町田市木曾西1-33	39.0	1	18,800	38,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(3号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(8号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	2	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(13号棟)		町田市成瀬7-10	51.0	1	27,200	55,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(16号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(18号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(10号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	62,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		町田市相原町3190-10	55.9	1	30,000	62,700
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート(8号棟)		小金井市本町2-15	39.0	2	20,500	57,600
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(3号棟)		東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	83,400
一般都営	中層耐火	東村山富士見町第2アパート(1号棟)		東村山市富士見町1-7	55.9	1	31,500	64,800
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(2号棟)		西東京市緑町3-8	61.3	1	38,200	86,900
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(4号棟)		西東京市西原町1-7	56.8	1	34,900	81,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	45,800

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(23号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(40号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	48,600
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(22号棟)		清瀬市松山3-14	48.1	1	27,800	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-2号棟)		多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,000	55,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(3-1-1号棟)		多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,800	65,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-7-1号棟)		多摩市和田3-7	37.7	1	17,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-2号棟)		多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,400	33,400

●東京都告示第九百八十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三條第二項及び第七十一條において準用する第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和六年十月一日から実施するので、第三條第三項の規定により告示する。

令和六年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（1号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	立花一丁目アパート（6号棟）	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（6号棟）	江東区東砂7-13	32.6	2	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（10号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	若林四丁目アパート（1号棟）	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（10号棟）	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,300
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（25号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート（3号棟）	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900
改良	中層耐火	田柄二丁目アパート（1号棟）	練馬区田柄2-43	39.0	1	29,700
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（16号棟）	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,300

●東京都告示第九百九十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に長野県上田市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和六年八月二十九日

雑 報

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和六年九月二十七日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡 祥一

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合契約事務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合契約事務規程（平成五年東京都職員共済組合規程第十号）の一部を次のように改正する。  
第三條第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項第一号中「三十六億円」を「七十二億円」に、「三億六千万円」を「七億二千万円」に改め、同項第二号中「三十六億円」を「七十二億円」に改める。

附則

1 この規程は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第三条第三号の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都職員共済組合契約事務規程第四十四条第一項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号  
101-0051



この公報は、環境にやさしく、リサイクルできます。